

福山市LPガス料金高騰対策支援事業応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響によりLPガス料金上昇の影響を受けている市内の中小企業者に対して、LPガス価格高騰分の負担軽減を図るため、価格高騰分の一部を補助する「福山市LPガス料金高騰対策支援事業応援金」(以下「応援金」という。)の交付について、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「LPガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社及び個人並びに中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。
- (3) 「大企業」とは、「中小企業者」に該当しない会社で、事業を営む者をいう。
- (4) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次に掲げる条件を全て満たす中小企業者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 福山市内に事業所を有すること
- (2) 代表者及び従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員等ではないこと
- (3) 遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと
- (4) 交付対象経費に関して、国、県、市町村及び各種産業支援機関が実施するLPガスを対象経費とする他の制度(補助金等)から補助を受けていないこと。ただし、広島県が実施するLPガス料金高騰対策事業及び福山市農業振興課が実施した施設園芸用燃油価格高騰対策事業(後期分)はこの限りではない。

- (5) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること
- (6) 今後も事業を継続する意思があること

(交付対象経費)

- 第4条 応援金の交付対象となる経費は、交付対象者が自ら市内で営む事業所（以下「対象事業所」という。）で2023年（令和5年）1～6月（以下「対象期間」という。）において使用したLPガスの使用量（以下「期間内使用量」という。）にかかる費用とする。
- 2 複数の対象事業所を持つ交付対象者にあつては、LPガスを契約する事業所（以下「契約事業所」という。）ごとに対象経費を算定する。
 - 3 期間内使用量の平均の上限を1,000m³とする。
 - 4 期間内使用量の平均が20m³に満たない契約事業所については、応援金は交付しない。
 - 5 前条第4号ただし書きの、福山市農業振興課が実施した施設園芸用燃油価格高騰対策事業（後期分）申請者が応援金の交付を受けるに当たっては、第1項の規定にかかわらず2023年（令和5年）4～6月分のみを補助対象とする。

(交付金額)

- 第5条 応援金の交付額は、期間内使用量の平均に50円を乗じて得た額に、対象期間内の使用月数を乗じて得た額とする（1,000円未満切り捨てとする）。
- 2 1契約事業所あたりの補助上限額は30万円とする。

(応援金交付の申請)

- 第6条 応援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を指定する期日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 応援金交付申請書兼請求書
 - (2) 誓約書
 - (3) LPガス応援金計算書
 - (4) 検針票・請求書・領収書などガス使用量が確認できる書類
 - (5) 振込先口座の通帳等の写し
 - (6) 福山市内での事業実態を確認できる書類
 - (7) その他市長が必要と認めた書類

(応援金の交付決定及び額の確定)

- 第7条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は予算の範囲内で応援金の交付決定を行う。

2 市長は、交付決定したときは、「交付決定通知書兼確定通知書」により、補助金額及び交付条件を通知し、応援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により応援金の交付を受けたときは、交付決定を取り消すことができる。

(応援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、応援金が交付されているときは、交付した応援金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の様式)

第10条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）8月22日から施行する。